

宗教活動に関連する不法行為と信教の自由の限界

——勧誘される側の信教の自由に光を——

大神 周一
(弁護士)

論 旨

1 宗教教義に関連した被害について、司法は「宗教教義自体の当否」を判断することはできないが、「宗教教義に基づく行為の違法性」については判断できるというのが従来理解である。

2 しかし、教義を用いた脅しによる献金強要や入教勧誘・教化行為、特に内部信者に対する教義を利用した拘束等の違法性が訴訟上のテーマとなるに及んでいる。

これらは、教義と深く結びついた行為の違法性を問う問題であり、従来の「教義」と「行為」を切り離し、教義には立入ることなく行為の違法性を判断するという考え方だけでは規律できない。

判例は、信教の自由の観点から教義等には一切立入れないとして教義を用いた心理的拘束等についての判断をせず原告を敗訴させるものと、宗教的自己決定権の観点から違法性を認め原告を勝訴させるものに分かれている。

3 この問題は、「布教する側の信教の自由」と「布教される側の信教の自由」の憲法上の位置づけを再認識することにより解決の筋道をつけることができる。

布教の自由は他者の人権との衝突が予想され内在的制約を伴うが、布教される側の宗教選択の自由は絶対的に保障されるべきものである。ここから、正体を隠したり、騙したり、脅して布教する行為は必然的に制約を受けるものであり、かかる行為の違法性を判断するに必要な限りに於いて、司法は教義に立入り、その意味・用いられ方の心理的效果等を判断できるとの結論を導くことができる。

4 今まで、あまり論じられることのなかった「布教される側の信教の自由」に光を当てることによって、多くの問題に解決の筋道をつけることができ、また互いに侵さず侵されない、という安心感の中で豊かな精神世界の発展を望み得るものと考ええる。

本 論

1 宗教に関するトラブルと被害者側の苦悩

社会事象として多数の人々が宗教に関連する被害を受けていることは、まぎれもない事実である。

宗教団体（それを標榜するものを含む）が、その外にいる第三者に及ぼす被害に止まらず、内部の信者に及ぼす重大な被害、更にはその家族にまでも深刻な被害を及ぼしていることに留意する必要がある。

厳密には、司法によって違法と判断されない以上被害とは言えないとしても、少なくとも多くの人々が被害感情を抱えていること、また、宗教に関する問題は解決が難しく、何故に宗教だからという理由で被害の回復が困難となるのかという不公平感があるのも現実である。

2 信教の自由と不法行為の成否

(1) 宗教であることによって、特別に保護されたり優遇されるべき点があるか

ある団体が、超自然的作用（特別な祈禱・○○パワー等）を以て病気を治療できると説いて、大金を拠出させたという例で考えてみる。

・この例の場合全て不法行為が成立するとは限るまいが、少なくとも行為者自身が超自然的作用やそれによる治療効果などを信じていない悪意の場合には、不法行為が成立するであろう。

この場合、この団体が宗教団体である場合と宗教団体ではない場合によって違いはなく、どちらの場合でも不法行為が成立する。

・反対に、行為者が超自然的作用・病氣治療効果について心から信じている善意の場合はどうであろうか。

宗教団体でない場合は、善意であっても、科学的にはあり得ないことだから、それを信じた過失責任が考えられる。

宗教団体の場合には、行為者がその作用・効果が宗教的信念に基づくことを相手に十分に理解させ、その賛同を得た宗教心による拠出の場合には違法とならないようにも思える。しかし、宗教活動であれば、祈禱などに病氣治療等の現実的效果があるものと標榜することの違法性が考えられる。

宗教法人でなくても宗教活動はできるし、その自由の保障に差異がある訳ではない。また、超自然的作用を信じることは（本人に自覚がないとしても）宗教に該ると言えば該るのであって、その境界が明確な訳ではないことも問題である。

結局、宗教団体であってもなくても標榜行為についての善意・悪意、その伝え方が問題なのであって、結論に差異はないのではないか。

・これとは別に、「宗教を隠れミノにした詐欺商法」などの言い方がなされることがあり、このことは逆に言えば、宗教団体を装えば、何か特段に保護される点があるように思われているということがある。

これは事実上の問題として宗教の領域がタブー視され、宗教性を装っておけば、刑事問題・民事問題になりにくいからであろう。しかし、これはあるべき姿ではなく、そういった社会事象があるというにすぎない。

宗教性を装っているという事実は、かえって詐欺の故意を推認させるだけであって、これも宗教であることによって特別に保護されるべき点があるということではなからう。

ここで、宗教であることによって特別に保護されるべき点が全く存在しないと断言するつもりはない。そういった領域があるとすれば、そのことが根拠を以って示され、また、そのことから生じる他者の人権との調整についての議論が正面からなされるべきであると考ええる。

(2) 宗教教義にかかわる不法行為の成否

(イ) 「宗教教義の当否」の問題については、憲法二〇条の信教の自由の保障と司法の役割という二つの観点から司法が立入って判断してはならないものとされている(代表的判決は最判S五六・四・一七 判時一〇〇一号)。これに対し、

(ロ) 「宗教教義に基づく行為」については、「教義そのもの」と「外部に現れた行為」とを切り離して考えることは一応可能と考えられ、その行為の違法性を判断することは、信教の自由を侵すことにはならず、具体的事案の解決に必要な限りにおいて許容されると解されてきた。

最近の判例は、宗教団体の教義に基づく組織的資金集めのための献金強要行為について、その「目的」「手段」「結果」の社会的相当性により違法判断をしており(福岡地裁百六・五・二七 判時一五二六号外)、こ

の判断方法が最高裁判決でも定着している。

これで宗教教義に基づく行為の違法判断については一応の到達点にたどり着いたかに見えた。

しかし、他方で上記(イ)(ロ)の区分のみによっては規律することの難しい問題が発生するに及んでいる。

3 教義と行為の結びつきが強い場合の問題

ある教団の教義が、「人間は死ねば霊界に行き、その霊は永遠に生き続ける。霊界は幾層にも別れており、現世で神に帰依しなかった者は、死後霊界の低い地位で苦しんでいる。しかし、霊自身では高い地位に行けないので、現世の子孫に働きかけて、子孫を神に帰依させ仕えさせようとする。そのことによって苦しみ続ける先祖が子孫と共に霊界の高い地位に行ける。」と教えるものであったとしよう。

そこで、その教団が「このままでは絶家する」と述べて入教等を迫った場合に、この「霊界の教義」を信じ込んでいなければ、絶家して子孫がいなくなったとしても、そんなことは構わないと考えることもできる。しかし、「霊界の教義」を信じ込んでいれば、自分が入教して神に仕えなければ、死後霊界の低い地位に落ち、先祖と共に苦しむ、しかも絶家して子孫がなくなるのであれば働きかけて助けを求められないのだから永遠に苦しむから救われることになるので極めて強度の恐怖を感じるようになる。

上記「霊界の教義」を予め信じ込んでいる場合とそうでない場合とは、同じ「絶家のトーク」であったとしてもそのことによる心理的効果が全く異なるものであることが明らかである。

このように教義とそれに基づいた行為とが深く結びついている場合、裁判所が教義の内容に立入り、その意味を理解し、そのうえで入教勧誘行為の違法性を判断すると、教義には一切立入らず、行為のみの違法性を評価する

のとは全く結論が異なってくる。

この問題が明確に意識されざるを得なくなったのは、宗教教団への入教勧誘や教化方法の違法性が問題となったためである。

従来、献金強要や霊感商法(物品購入強要)の事案については、それが外部の第三者に向けられた行為であるため、教義と強要行為との結びつきはそれ程深いものではなく、強要行為を独自に評価すれば足りる。この場合教義は宗教団体側の組織的一体性や計画性を根拠づけるもの(例えば、「万物復帰の教え」として裁判上取り上げられることがあった。しかし、そのためであれば教義内容についての深い理解までは必要としないので信教の自由との関係でどのように教義内容に立入ることができるかという問題が明確に意識されていなかったと言える。

しかし、入教勧誘や教化行為の違法性を問題とする場合には、正体や目的を隠して勧誘することが教義自体に内包されていたり、教義を用いて恐怖感を与え教団への拘束力を強めるといった教化行為のように、教義と行為とが深く結びついている。

これらの行為の違法性を判断しようとするれば、その教義の意味内容を把握し、それを前提とした行為による心理的圧迫の有無・程度を判断せざるを得ないことになる。

しかし、そうすれば、教義内容に深く立入ることになり、教団の信教の自由を侵害しないかというジレンマが生じることになる。

4 判例はどのように対処しているか

A 名古屋地方裁判所(H一〇・三・二六 判時一六七九号)、岡山地方裁判所(H一〇・六・三)は、いずれも統一協会を脱会した信者が入教勧誘・教化行為の違法性を問題とした訴訟(青春を返せ訴訟)であるが、い

ずれも違法性を否定した。
判旨は、次のように言う。

・勧誘する側と勧誘される側双方の信教の自由に配慮する必要がある、宗教上の教義等には立入らない。

・薬物・強制力を用いた入教勧誘ではなく違法とはいえない。

・正体を隠した伝道は、道義的には問題があるが違法とまではいえない。

B これに対し、上記岡山地裁判決の控訴審(広島高裁岡山支部H一二・九・一四)は、双方の信教の自由についての憲法上の位置づけは明確にしていけないものの、正体を隠す等の被告の伝道方法が、勧誘された側の宗教的自己決定権を侵害するものとして違法性を認めている(H一三・二・九 最高裁で確定)。

C 米国での判例(カルフォルニア州最高裁・モルコリール事件判決一九八八・一〇・一七)
統一教会の正体を隠した伝道が「教義に根ざしたもの(天的教えによる詐欺)」であることを前提とし、そのうえで、その伝道方法を違法として損害賠償責任を負わせることが、教団の布教の自由に一定の制約を与えることになることは認める。

しかし、この伝道方法が多くの市民に取り返しつかない重大な被害をもたらしていること、教団に責任を負わせても、それはせいぜいかわしい勧誘方法をさせないという制限を加えるに過ぎないこと等についての比較衡量テスト、より制限的でない他の選りうる手段か否かのテスト等により、教義にかかわることであるが、正体を隠して教化することの違法性を審査しても憲法上制限されるものではないと判断した。

5 布教する側の信教の自由と布教される側の信教の自由

(1) 上記判例のうちA(名古屋地裁・岡山地裁)の判決は、前述した教義に立入らなければ違法性を正しく判断することは困難であるが、そうすれば信教の自由を侵害することになりかねないとのジレンマを、一切教義等に立入らないという方針に基づき、教義と関連する欺罔や脅迫による心理的圧迫等を「教義自体の当否」の問題と同様に違法性判断の枠外に置いたものである。

その結果、強制力の有無だけが残り、それが無いから違法ではないという結論に到るのも必然性がある。

しかし、そうすると通常の悪質商法等では、強制力ばかりではなく、詐欺・脅迫等の心理的圧力も違法性判断要素とされるのに、宗教教義とかかわりのあるものであれば心理的要素が判断の枠外に置かれることになるという極めて不公平な結果を生じることになる。

また、薬物や強制力を用いた勧誘等が教義と深くかかわったものである場合に、その場合にだけ教義に立入ることができるというのも整合性を欠く。

これらの判決の問題は、布教する側の信教の自由と布教される側の信教の自由の双方に配慮したという出発点に疑問がある。

双方の信教の自由に配慮したと言いながら、教義に関連する心理的影響を判断の枠外に置いたのでは、布教される側の自由を犠牲にして、布教する側の自由だけをとり上げたことになっている。

決定的に何が欠けているのであり、不公平感が生じるのも当然である。

(2) Aの判例に欠けているのは、Bの判例が指摘する「宗教的自己決定権」という観点である。

宗教性を秘匿した勧誘が勧誘される側の自己決定権を侵害し違法行為に該るといふ判断は既に法の華事件判

決(福岡地裁H一三・四・二四 判タ一〇二八号)でなされている。

宗教的自己決定権の権利性については、エホバの証人輸血拒否事件(最高裁H一二・二・二九判決)で承認されているが、これは信仰を持つ者がその信仰に反する行為を拒否する自由を内容とするものである。

本論での宗教的自己決定権の内容は、布教される側の宗教選択の自由(信仰を持たない自由、持つとしてどの信仰をどのように持つかを選択できる自由)を内容とする。

Aの判決が、言う「双方の信教の自由」とは、実は、「宗教教団の布教の自由」とその布教の対象となる者の「宗教選択の自由」との対立の局面であり、それらが憲法上どのように位置づけられるのかを考察することにより、相互の調整が図られなければならない。

6 布教の自由と宗教選択の自由の憲法上の位置づけと調整

憲法二〇条一項の信教の自由は、

- ① 内心における信仰の自由
- ② 宗教活動の自由
- ③ 宗教結社の自由

とを内容とし、①内心における信仰の自由は、内心に止るものであり、他との衝突ということは考えられないから絶対的に保障されるべき性質のものである。

宗教選択の自由は、内心における信仰の自由の問題であり、この絶対的保障下にある。

②宗教活動の自由は、布教の自由を含むが、他に働きかける行為であり、他者の人権との関係で当然に調整が予

定され、内在的制約を伴う自由である。

布教活動においては、教団の布教の自由と布教される側の信教選択の自由が対立する局面である。布教の自由が無制約なものであるとするならば、そのことによって布教される側の信教選択の自由は侵害される。絶対的に保障されるべき信教選択の自由が侵害されないように布教の自由は制約をうけなければならないというのが憲法二〇条一項の命ずるところである。

正体を隠したり、人を騙したり、脅して布教する自由は無いということである。

これらの行為が教義と如何に密接な関連を有していようと、その教義に従って行われるこれらの行為、教義を用いてなされるこれらの行為の違法性を判断することは司法の責務であるということである。

教義を用いてなされる欺罔や脅迫についてその違法性を正しく判断しようとするれば、教義に立入り、その意味内容を把握して、それらの行為のもつ心理的圧迫の有無・程度を判断することが必要になる。

しかし、このことは教義自体の当否を判断することとは異なる。裁判所は、霊界が存在するか否かとか、現世における行動によって死後霊界で苦しむということがあるのか否かといった教義内容の真偽や当否を判断するのはない。

判断されるべきは、それら教義を用いた言動が相手方の心理を圧迫することの違法性である。これは教義に関する言動だけでなく、相手方の置かれた立場、環境などを含む判断である(同じ言動であっても、例えば、親族が死亡した直後である場合と、その様な事情が無い場合とは判断が異なるという性質のものである)。

この二種類の判断の違いは明白であり、裁判所が教義内容に立入り、これを把握することを前提にしても両判断の違いが曖昧になることはない。

裁判所が一定の教義を用いた脅し等の行為を違法と判断することにより、その教義が社会的批判を受けるということは事実上の問題として想定しうる。従って、裁判所の宗教教義への立入りは、必要最小限に止めなければならないことは勿論である。

しかし、必要最小限の判断の結果、それでも発生した社会的批判については、布教する側に於て甘受しなければならないと考える。

絶対的に保障すべき信教選択の自由を確保することがより重要だからである。

展 望

一 布教される側の信教の自由は、今日まであまりに日陰に置かれ過ぎていた。このことが人々に宗教に関連する被害意識・不公平感をもたらしてきたのではないか。このように言えば、布教する側の信教の自由ばかりが狭められていくとの危機感を与えるかもしれないが、決してそうではない。

被害意識・不公平感の蔓延する状況下では、ますます布教が困難となっていく、そうすると宗教であることを隠して布教することになる。隠しても不信感から尋ねられるようになる、嘘をいうようになる、脅すようになる、といった悪循環の発生こそ恐れるべきではないだろうか(問題となっている教団の現状はこれに近いと言えるのではないだろうか)。

布教される側の信教の自由にもっと光を当て、これと布教する側の布教の自由との調整点を明確にすること(どんな布教や教化が違法で、どんな布教や教化が違法でないかを明確にすること)によって、互いに侵さず侵されない安心感の中で、布教される側は布教に耳を傾けることができ、そのことによって豊かな精神世界の発展が望まれ

るのではないか。

二 本論は主として入教勧誘の問題について述べたが、布教される側の信教の自由に光を当てることは、そればかりではなく、教化行為や入教後の離脱を困難とする行為の問題、信者となった者の家族の問題、脱会に関する援助の問題等についても解決の筋道をつけることにつながると考えられる。

翻って考えれば、第二者に対する献金強要や物品購入強要についても、一定の教化が行われ、その中で教義を用いた脅しによる強要がなされていることが多く、このことについても改めて何が違法かを問い直すこともできよう。また、入教勧誘や教化によって布教される側や信者の側の信教の自由が保障されているか否か(違法な方法による入教勧誘や離脱防止行為が行われていないか)という点を、いわゆるカルトとそうでない教団とを区別するメルクマールとして考えることもできよう。

宗教教義に立入ることをタブー視することの中に宗教の自由の発展があるのではなく、宗教教義に立入ることをタブー視せず、それを悪用した違法行為を排除していくことの中に、新たな宗教の画由の発展があるものと考ええる。